

世臣傳

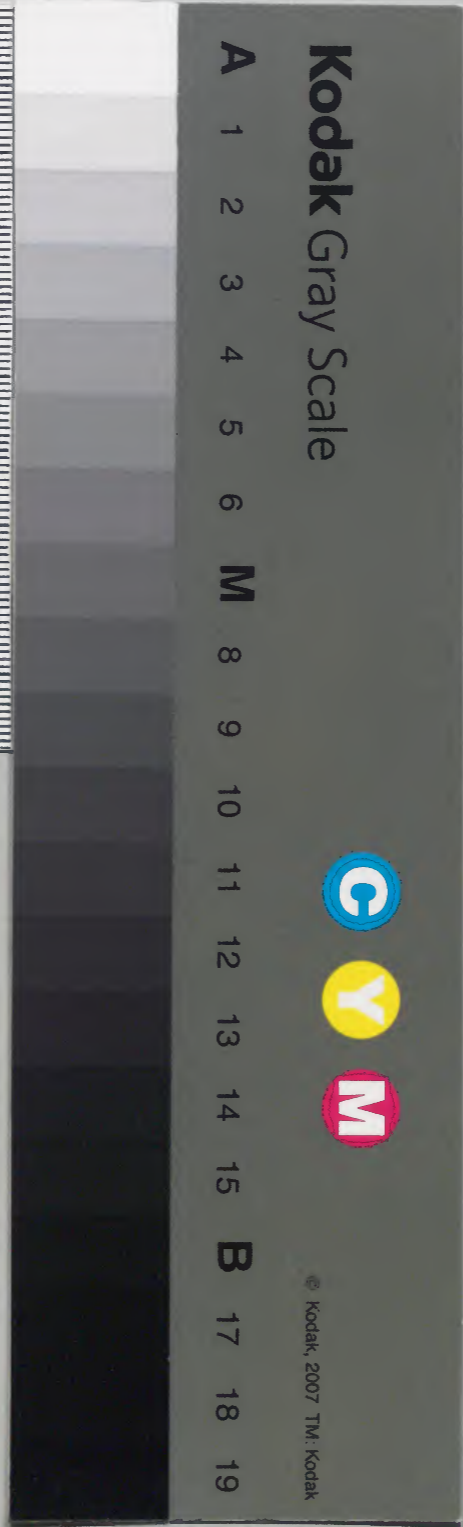
七

內閣文庫		
五五函	三一五七九	和書類
一二架	一〇冊	



史

內閣文庫	
番號	和 31579
冊數	10 (8)
函號	155 74





世臣傳

卷之七

原

時

府

本

守師胤男左近大夫朝乾胤四代
原之左門幸伴長男

平信昌

八三三 八外太右三門
母月喜喜右工門鈔重女

寬忠

長三之布
母同上

昌陽

初昌芳 長三之布市小右
兵工門平三車 汝仕何右

美安

美小右左門二室房女
美小右左門二室房女

常美

初昌胤右工門久左久花雪
兔毛勸右門 汝仕号雪徑
母勸右門宣三忠美良女

女子月云係在右乃初亦子妻

某

年之在 改易
母佐邦善岳工相室女

常陽

初平福後孫能坐此 勇
久之入 幼者乃致仕洋山

養女

小池茂在乃 幸妻
其大也 因養之 養女初平在 其妻
可存 死後如此

第一

凡文 兩方 共出乃
母長 岳市之 未道在女

女子

中井 小右 乃 時照妻

為昌

幼者乃 左右乃 致仕 号 後 翁
母 博尾 妻 乃 成 主 幸 妻 養 女
其 子 初 子 也 乃 乃 幸 妻

某

八之助
早世 家 別 絶

昌好

孫 栢 孫 次 兵 工 幸 乃 乃
母 栢 守 心 清 宗 大 補 浪 人 女

女子

遠 友 乃 乃 幸 妻

胤長

德 孝 乃 孫 栢 孫 之 合 在 乃
幼 者 亦 致 仕 号 秋 山 松 月

養女

其 大 石 平 馬 信 賢 二 男 乃
養 子 幼 之 工 胤 長 妻
其 平 松 乃 乃 乃 幸 妻

喬昌

十 之 合 八 孫 族 之 合 太 右 乃
母 太 右 乃 昌 好 養 女 致 仕 号 致 翁

敬初

其 大 右 乃
下 河 乃 八 乃 乃 乃 是 養 子

養能

八 孫
大 乃 成 後 養 能 乃 養 子

信濃國諏訪郡民小笠原大膳大夫の謀一合を
甲斐國其莊表に討入りしとて一合大膳大夫陸信
あるはあつるりしとて飯富^{大補}百利^{備前}小山田^{備中}
坂垣^{備前}渡辺^{備前}等乃其詔を奉りしとて同七月十九日の戦ひ
可なるを一切掃き去りて四合のめりしとて大膳を引退せ
其の戦ひしとて卒に信濃に居りて是より一合のめりしとて加賀守貞流
其日とて市中より入りしとて莊一合の事急りしとて西
郡車那の若氏有り市中乃商人とて強り得し古甲曾
と紙小旗井の柄ありしとて徳長刀思ひしとて掛けしとて都合を勢

をいさしとて史記に於て押すは信長は徳記信濃勢にせらる
はよとて進みしとて少くもしとて又一合のめりしとて信長は
を以て定て入しとて徳利を全しとて貞流は雄を去
果は多しとて世の人衆を移しとて其後信長は此
言我は打ちしとて遂に信長は其を誅すしとて其を
原を討しとて麻下は原を討しとて其を討しとて其を
しとて同十四年其は信長は其を討しとて其を討しとて其を
く其勢は信長は其を討しとて其を討しとて其を討しとて其を
信也とて其を討しとて其を討しとて其を討しとて其を討し

△訂ておぼるゝは、此の年、七月、北野に八

子とて再び中を帰す備へて思ひ定めて同大なる度の年
す二子とよ甘利の備へて入る喚き叫んで改戦す二子と
おのし七傳を申す人々勢を助けたまはせしむるは武田勢
は並にたつと浮きこきて舞をうらうよるむすしと法
角大郎と悟り相を教む打を以て改戦の爲て打並七を
命とすを突て入るたまはせしむるは先陣よを
經橋よを引るをめで下をたまはせしむるは甘利法角と
列位乃地法を失て後よをたまはせしむるはあはせか
流備ををめ控合よを突て入る甘利法角とす年共是と

機をゆく備をたまはせしむるは道よを勢をたつて形を自亂愛
彼を乃戦よを切に改るなりとす名を爲す付り改るなり
武田とよをたまはせしむるは武田とよをたまはせしむるは
武田三代記の事よをたまはせしむるは其大枕を逃しぬる
時築乃曲天と入めて不逆法ハ改るなりとす名を爲す付り
可存年人竹昌寛く身よを乃て四命持たせむとすハ様
輝く戦方乃か中納言とす名を爲す付り大坂とよをたまは
漢ハ軍乃仗をたまはせしむるは足輕を許すやとせしむるは
とす名を爲す付り後生向在事幸村ハ之未武田家の
侍よを年人竹昌寛とハ年久しく改るなりとす名を爲す付り
とす名を爲す付り己う侍を上げぬと昌寛私ハ未武田家の
とす名を爲す付り己う侍を上げぬと昌寛私ハ未武田家の

よむる幸村破りたる後ては因り可答を在り一男ありのりなりと語り
出りまじり初を傳へ惣家飲のり好く後幸村破りたる其時
はおろしを亦おの傳指きて違ひ一方の大おろしぬるをその面自
とぬべきなの戦ひは幸村打非して可傳思は狼さんと思ひし計
されは和勝の事調ひするを幸村かきしめて再び幸村を破りて
何事かといふに幸村はさういふ事しと和勝を一旦の事しと一
の中ハ赤合戦するに存まハす討死と思ひ定めて其後
の時より幸村は赤合戦の事しと和勝の事しと幸村は赤合戦
乃幸村を破りておろしは幸村を破りて和勝は赤合戦の事しと
幸村は赤合戦の事しと和勝は赤合戦の事しと幸村は赤合戦
神くする昌寛と名をいひしは戦場は赤合戦の事しと和勝は赤
その定めする事しと和勝は赤合戦の事しと幸村は赤合戦
は赤合戦の事しと和勝は赤合戦の事しと幸村は赤合戦の事し
うる事しと和勝は赤合戦の事しと幸村は赤合戦の事しと
幸村は赤合戦の事しと和勝は赤合戦の事しと幸村は赤合戦
は赤合戦の事しと和勝は赤合戦の事しと幸村は赤合戦の事し
大軍ありて幸村は赤合戦の事しと和勝は赤合戦の事しと
たるといふ事しと和勝は赤合戦の事しと幸村は赤合戦の事し

此より打穿り侍の申を御聞き思ふは御前戦討死を遂げんと云
きり昌寛の事述は御前戦討死を遂げんと云きり昌寛の事述
振きある角に御前戦討死を遂げんと云きり昌寛の事述は御
に御前戦討死を遂げんと云きり昌寛の事述は御前戦討死を
年大車船長法を述むる水石の中納言お房御前よ
招きぬひく日流は御前戦討死を遂げんと云きり昌寛の事述
依り病て死せりといふ事しと和勝は赤合戦の事しと幸村は
お代りて死せりといふ事しと和勝は赤合戦の事しと幸村は
は赤合戦の事しと和勝は赤合戦の事しと幸村は赤合戦の事し
より信昌初め初之節と云きり昌寛の事述は御前戦討死を
慈の云の事しと和勝は赤合戦の事しと幸村は赤合戦の事し
は赤合戦の事しと和勝は赤合戦の事しと幸村は赤合戦の事し
は赤合戦の事しと和勝は赤合戦の事しと幸村は赤合戦の事し

日傳三三三
十五の事

一 正保二年九月、新河、石原を治む二百五十八、明暦二年

一 石原を治む四百五、正徳二年、石原人の

一 石原を治む、明暦二年、石原人の

一 石原を治む、明暦二年、石原人の

一 石原を治む、明暦二年、石原人の

一 石原を治む、明暦二年、石原人の

一 石原を治む、明暦二年、石原人の

一 石原を治む、明暦二年、石原人の

一 石原を治む、明暦二年、石原人の

一 石原を治む、明暦二年、石原人の

一 石原を治む、明暦二年、石原人の

一 石原を治む、明暦二年、石原人の

一 石原を治む、明暦二年、石原人の

一 石原を治む、明暦二年、石原人の

一 石原を治む、明暦二年、石原人の

一 石原を治む、明暦二年、石原人の

一 石原を治む、明暦二年、石原人の

一 石原を治む、明暦二年、石原人の

一 石原を治む、明暦二年、石原人の

一 石原を治む、明暦二年、石原人の

一 石原を治む、明暦二年、石原人の

一 石原を治む、明暦二年、石原人の

一 石原を治む、明暦二年、石原人の

一 石原を治む、明暦二年、石原人の

法行依く破を許き進移め享保十二年卒り政仕
して徳翁と号す一曰十六年九月八日八十四才して死
す子ち太田昌好之稱十二年二より法也おらよりは進也
譲りて受て三石五由は法用人の破より享保十六
年二月日老の 中願の経巻を助けをり時死
き迄りて万事を奉りて 将軍あり召す時彼
公祖を仰りぬ十七年甲子三月卒りて死し
子ありしは依く大尖信賢よるく二面力を翻とて勸教
流良とす一享保九年十二月法中僧なり

法く破を許き進移め享保十二年卒り政仕
して徳翁と号す一曰十六年九月八日八十四才して死
す子ち太田昌好之稱十二年二より法也おらよりは進也
譲りて受て三石五由は法用人の破より享保十六
年二月日老の 中願の経巻を助けをり時死
き迄りて万事を奉りて 将軍あり召す時彼
公祖を仰りぬ十七年甲子三月卒りて死し
子ありしは依く大尖信賢よるく二面力を翻とて勸教
流良とす一享保九年十二月法中僧なり

書目より濃良とあること一代お修てぬる抄書なり
美千乃日書を考ふるより家の面月事一ノ号とある
年陰月とあるは四和五年九月と改仕して秋心
和月と号し一とあるは科物ノ月傳 六日 安永元年
寺々宿中ノ交よりて死し其子とあるは書目
初カ書より八十とあるは一ノ月 山側より改仕す
寛保二年二月とあるは安永一ノ年之後一回とあるは中世有
る事也 明和三年二月 陰月傳を改仕す
を継ぐ 三ノ年 将中軍乃砲射より先河乃隊射り

より寛政元年二月とあるは 三十二 年 三十八 年 三十九 年 四十 年
同四年二月と改仕し 三十一 年 三十二 年 三十三 年 三十四 年
子とあるは貞享四年三月月傳物とあるは乃
列とあり 三十一 年 三十二 年 三十三 年 三十四 年 三十五 年
中軍乃砲射を考ふるは族之令昌雄寛政七年三月
日傳物とあるは 三十一 年 三十二 年 三十三 年 三十四 年
今一書果ハあるは行昌二男や寛文四年十一月
又書目を分け譲る 三十一 年 三十二 年 三十三 年 三十四 年
よむを考へ終る

勘定方の平安寛忠ハ之方の幸伴々之男を去り信昌の
才多し正保四年

寛忠公ハ仕奉り以馬日記乃云々月傳四十四番
重十五番

三斗カ々新ノ下儀を多し石延宝之斗六々

勘定方ハ之方り了和之斗五々法上依々破入を

許を走明々二斗之月遠江國松原賀乃増一の

以役を奉り是れ松原松原也右本末也長
松原賀乃増一也身字之斗

三々侍宿の破入を去々々々同四年上々破法

久一を寄り之祿八年上々致仕一老若子科始

同九々六日七斗又少一て云々由定忠初め妻乃

堂小江に少府たあつの女を若小江七良也之男

を合々々々継一む半之由昌陽と一之祿三年

之々月傳始々石仕進を譲々走々石は約

手初よりは人守拂一を經々ハ町堀の部を寄り

は木本乃職税を寄り木本拂代
亦重拂乃破入と
之は役と初也

多々享保十七斗上々致仕一何意と号一

若子科始一延享子之斗上々廿七斗八斗上々

天一是々子之始々之常々之由徳二斗四々月傳始

石生進字保四斗六くは中姓行ふ也進字後
破を敷くふを継ぎ 万ふ 後侍資乃破より以他
の亦りかてま公子の誕生のりよりし時以養同姓
後一修一因三年六くは用事乃格行する 秋給
るふ 延享二年九月破を許さるは婿方二平佐々
ふ敵乃事 三より一より三より三より 宝曆六年斗
以之夫の事 三より一より三より三より 七斗六くは福字乃乃
格と申す上之座を由ふと申す 同八年五くは長福乃
字乃を名と申す 二石の 明和元年斗六くは政社一

以経と号し老翁と料初 同二年六くは晦日七斗三交
よりて死す 父平三末昌陽字初村親乃達者 母進し
常美も亦資取乃業を継ぎ 射禮の事 又是年美彦
して美彦乃通り 堪能少して 三より三より 三より三より
心を多志す ぬ小難言より 三より三より 三より三より
其子平雲佐某 延享二年八月八日 月付初てら石生進可
日乃夕し 三より三より 又三より三より 三より三より
よる 梅原浦也 三より三より 三より三より 三より三より
三より三より 又常美と老好有一人の男子を名と申す

小澤正良と云う二男を養て嗣と勤事常陽
是より常陽初め後孫と一し初と宗

と秋公の法例より住進寛保三年卒く法外とて
之後一 公の法代あつてまふき一付も眼也之の如く常
美の嗣とありて存候をたまはせ宝暦十年二月
法外姓よりあまき返りて平一二月候を指し父の
譲を交く至石後氷候乃なりとありお各四年七
候は法許しを承りて明之年七月 享年 翁
年をきせしむの時法外翁自の没り候し一寛政四年

一と形事所の格と叙せしき 是は十年其の奉公を賞
しゆふと云ふ事
同を平とてお供し浄山と号し志書と料物不
其子無きり常一と明三年二月 月付初を住進
父お供して家を継ぐ 百八

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

今江

本國伊予
家紋葛

今江表右男貞時男

源貞能

長子忠

女子二人

中村延見某妻
笹谷又兵工某妻

女子二人

久志素子某妻
大山清以人某妻

貞後

友之助 祿言

女子

平松主鈴某妻

女子二人

丹羽野多某妻
石原利多久利容某妻

貞道

忠孝子長子
母川孫平兵工利正女

貞宣

乃兵工
母川孫平以人利正女

貞和

久志子長子
母原信以人正信女

貞明

軍太又長子
母小玉孫之丞某女

貞明

半次布
兄貞明某子

貞明

半次布
母貞明某子

今江
 吾亦らは、能く、吾を、東より、討つ、や、伊豫國、河原にて、
 如、藤、を、今、喜、所、は、是、其、存、は、て、吾、津、上、極、り、實、多、
 十、七、年、初、め、て、慈、明、公、乃、法、界、人、と、成、て、流、き、在、り、名、仕、
 其、世、存、は、人、を、辨、ホ、の、後、を、辨、り、不、思、之、年、上、て、
 新、よ、は、所、を、あ、ひ、ひ、治、二、年、之、日、地、あ、り、き、 合、五、石、
 寛、文、元、年、四、月、八、日、經、の、邸、を、さ、り、同、三、年、七、月、九、日、
 五、十、の、日、よ、し、て、あ、忽、と、ま、吾、亦、ら、の、身、を、さ、父、は、流、き、 石、
 寛、文、六、年、斗、氷、餅、の、り、を、因、り、を、存、武、庫、の、新、り、及、木、

今江
 吾亦らは、能く、吾を、東より、討つ、や、伊豫國、河原にて、
 如、藤、を、今、喜、所、は、是、其、存、は、て、吾、津、上、極、り、實、多、
 十、七、年、初、め、て、慈、明、公、乃、法、界、人、と、成、て、流、き、在、り、名、仕、
 其、世、存、は、人、を、辨、ホ、の、後、を、辨、り、不、思、之、年、上、て、
 新、よ、は、所、を、あ、ひ、ひ、治、二、年、之、日、地、あ、り、き、 合、五、石、
 寛、文、元、年、四、月、八、日、經、の、邸、を、さ、り、同、三、年、七、月、九、日、
 五、十、の、日、よ、し、て、あ、忽、と、ま、吾、亦、ら、の、身、を、さ、父、は、流、き、 石、
 寛、文、六、年、斗、氷、餅、の、り、を、因、り、を、存、武、庫、の、新、り、及、木、

木のまじりおよむをききしに徳元年七月にいはし一とある
料物一回四年にうらむるありぬしをいふ事ある
之禄七斗にうらむ月俸物と召付進取を継ぐ
川藤保おの令より架城没りなりを継ぐ

小君 梅陽院殿 有財をきき寛保元年二月に世に死す

女子二人あり二両方斎言貞後あり 享保元年四月後

をききしは世に二両方乃り山内ありし小姓は婿方長吉の

貞節守保十二年二月俸物と召付進取を継ぐ
世に乃事ありしに十七年召付の振取ありし職を

奪す 大正の棟梁きしに世に死すとの事ありしなり
この名倉は松ききしに世に死すなりしなり
東ありし西ありしに世に死すなりしなり
後名一とあるなり

延享四年九月に後を継ぐ事しに寛政十二年五月に

卒ありしに死す事しに寛政十年

二月俸物と召付進取を継ぐ 享保七年

甲子に改宥の後ありしに後法ありしに後を継ぐ

乙未に改宥ありしに後法ありしに後を継ぐ

丙申に改宥ありしに後法ありしに後を継ぐ

丁酉に改宥ありしに後法ありしに後を継ぐ

[Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

孫田 奉國大和 家紋丸曜星

孫原某 子小節 正治 實三國 正治妻 女子 孫某 子小節 正治妻 女子 孫某 子小節 正治妻 女子

正治 子小節 正治妻 女子

女子 孫某 子小節 正治妻 女子

正治 孫某 子小節 正治妻 女子

女子 本村 正治妻 女子

正治 小節 子小節 正治妻 女子

正教 實三國 正治妻 女子

正治 孫某 子小節 正治妻 女子

正治 孫某 子小節 正治妻 女子

女子 孫某 子小節 正治妻 女子

女子人

孝女子子ハ正室妻
侍後孫之在るハ正室妻
大内内侍之養妻

正満

孝子
其母曰姓より正満長男

正純

初正祥貞女新女
ハ帝兵工
實公命より正文四男

邦盛

多古
孝子
孝子

重房

庄介
丹羽四郎也末乃音養子

正祥

貞今
同姓より正祥養子

女子人

毛利孝介良陣妻
實公命武田金左門忠智女
出金左門有和妻

孫田

常陸守孫原某大和國の人也寛永十九年秋多
慈母は上院よりあり亦は是正保二年九月新
正殿を初め而も尾院の事を別々後継承の事
あり之禄五年十二月日政侍して道徳と号し回十三
日十月廿二日死し其子初榮先き吾田正成は其の二男
を其子己の女ハ金左門嗣を子ハ正成と号し
寛文元年十月其子正成を以て正成と号す
其後其本の名を以て其子正成を以て其子正成と号す

と申すは後を称するを以て許さるる事あり
たしむるに一書水戸号一山陰二年甲子
たしむるに一書水戸信之標六年乙未日傳
物と云はれしを修して其日并に破り杉田
本家の令を領し其日の破り補せし事
と申すは一書保元元年乙未日傳の破り
二書石の事一書延喜二年甲子一書
室曆二年十月十九日七十九日
之山本一書二書を示す女何て
關一と云

又り先述に實係元年甲子の事あり
母の事あり 延喜三年三月十日
又り先述に實係元年甲子の事あり
母の事あり 延喜三年三月十日
又り先述に實係元年甲子の事あり
母の事あり 延喜三年三月十日
又り先述に實係元年甲子の事あり
母の事あり 延喜三年三月十日
又り先述に實係元年甲子の事あり
母の事あり 延喜三年三月十日

了の二年十一月八日午時よりして死す無効足る
西宮の男長子とてお終ひしより西宮の西宮室
曆九年二月日侍物とるは是れ同くは中姓を成
てて後職を許さるるを待て 正名は紀事の手
より片方の合より再び紀事の手を待て 正名
八年二月七日甲午よりして死す無効足る
信く正名は正名とて男を世終ひし 正名は東正統より
あま六年二月日侍物とるは是れ同くは中姓を成
信く正名を待て 正名は正名とて男を世終ひし 正名は東正統より

信川の合を待て 正名は正名とて男を世終ひし 正名は東正統より

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

小暮 本國不詳
家紋三本龜甲三鱗

藤原果

忠孝果

果

如右

母藤原北在為三子

政房

久今後稱言松三善也
母藤原仁在為果女

如仕号安清

女子

三毛子志在為賢澄妻

政昌

忠右門
母藤原道子右門系女

教明

幸吉幸在為如仕号還政
母同上

女子

三以定在為景貞妻

高政

宗尾 幸在為
母幸胤在為今道固女

女子人

遠く播磨なる系妻
三子其長女也忠流妻
土紀次郎之末實孫妻

政國

富之介 善之進 後政小者
母中川文右衛門 長女
幸以有

勝久

山本又三市 容周 善長子

小者

五多末三保原 某分久先存 洋上七五 宣多十七年功

之 慈心公の侍家か女子 月付二日 美治之元年

十二月 新成を物し 万石 地宝四年 三月十一日 死す

照子 女主人 某也 宝二年 二月 傳給す 万石 地宝

家 存 後 氷解の事を奉給す 之 禄二年 八

月 七 日 死す 萬石 子 之 万石 房 幼 稚 小 して 万石 在

終 幸 万石 老 公 慈 心 公 乃 法 例 万石 地 宝 二 年 後

高 松 善 長 道 之 女 也 母 云 本 氏 万石 之 存 氏 高 松 善 長 六
母 云 万石 氏 在 月 七 日 死 す

氷候のまじり針居大槻木の合掌多し其後法
依く殿を重きと寛延二年八月に於て安法と
号し老若と料賜り宝曆三年十月十七日
二月よりて死ぬ婦男也其の以昌孝保十年二月
月俸物と召付連し之文三年九月十日二十日
老死ぬ三男幸兵衛の故明を嗣と故明是より先き
享保十五年十一月に美由は故きを以て召付連し
給事 父の嗣と召付て重保也其の故し架延享三年
十一月に勤定乃其の召付し給人の格に叙せしむる也

此の 正心 召付連し乃事を兼り寶曆十三年十月
張治乃其の召付し後を連し可後殿を許す也 明和
三年二月に於て召付し老若と料給る
明和四年七月十七日 本年十月に於て死ぬ其の子幸兵衛
召付し明和二年二月に於て月俸物と召付連し其の故を継ぎ
お多四年二月に於て死ぬ其の子幸兵衛の故り其の子は
あふま川妻たるよ其の明を以てし其の業権とて其の
虚状はあり 其の召付し 同五年
十月に於て召付し其の子は其の故を継ぎ其の子は
召付し其の故を継ぎ其の子は其の故を継ぎ其の子は

善之を政に後小善子父の仕を傳授するに時傳承
僅り終る十五少善子其後家漸の士らわらるる家

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

黒川 本國近江
家級四自結

宇多原氏系極家庶流黒川嘉善系末孫次嫡男

源盛忠 傳子終 系紅羽
母銀長女 父傳 師長女 今女

盛勝 傳子終 系赤系 父仕号石井
母奥川掃部 五光 隨信終子 女

忠正 傳子終 系和 善子
仲武女 父和 善子

素 傳子終 系和 善子
経向女 父和 善子

盛吉 仕南郡信治也

盛四政 傳子終 系和 善子

盛三定 傳子終 系和 善子

女子元

飯田家忠為三子妻
堤市之國三子妻再嫁幸回強之制系

學家

新吉之入有能政易家批條
實田氏家之制成勝二男

女子元

幸三孫長之入三子妻
設系之入三子妻貞親妻

成子孝

庄右之入加三子
母杉原之入幸女

成子家

新吉之入
同氏信右之入幸以善子

成子氏

大七
舎見之入東其女子善子

女子

杉原善右之入忠次妻

成子氏

大七 又右之入三子之制
實加吉之入幸三子之男

女子

大右之入幸房善長而婚
又右之入國甫

盛房

信之入 庄右之入
實信之入幸三子相三男

善女

大右之入幸三子房妻
實丹羽之入幸長輝女

盛深

孫子之 要人
母丹羽之入幸長輝女

女子四

新入又右之入國甫妻
實十之入幸三子房妻
庄入右之入幸信藏妻
佐川玄輝 幸三子房妻
古川權右之入幸長輝女

盛相

内之入 幸三子房妻
實吉之入幸三子房妻

忠豐

遠見孫之入門
年七之命

成子安

舎見遠見盛卿善子

成子卿

遠見
西中村兵四命善女

成子安

小七之命
實加吉之入幸三子房妻

成子寬

龜五之命 幸三子房妻
實家兵三命相四男

聖寛
 龜山
 正七郎盛安跡相續
 隊尾多言興揚妻
 石堂山南院院領三春妻
 女子人

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including names and dates.]

黒川 附佐木長吉の事

素き東源集力ハ佐木源三秀義十五代出立
 氏信ハ末多ク我々ハ一多事力ハ父嘉吉忠事源
 初ハ一族ありける事極ク麾下ヨリ有る者何あり
 生年十歳ハの時其家ヨリ送きカ律事ヨリ合喜所ハ此
 吾所ヨリ双の勇士十二人ニ送き軍乃仕を志す事
 其間事次川本立節在事某 慈願公の侍家人ト召せり
 川本嘉吉ハ父ありき 其時武向信吉の事
 上修ヨリ建一ト撰み知事トまきり 是後ハ一ト之由
 之和元年乃復再大坂乃起一ト事也

善の 將軍家の御陣より信じて是或戸火補時其
先陣より我やうそく七方の合戦に搦手より争く陣
を攻めんとの成る軍勢や中書めぬは淀川より打寄
す時其次只其人を先よをさすや子の先陣亦や
と母より多り川本とよく言ひし衆と務^報務を合さ
御事より面より興をあらむ 古ボとしてをし
只より似そ切岸跡より陣より宿と戻風をさ
さめくよそよよとくゆるるるうらうらとて是を
と能得よとよひえん其次第中後より約^計内なるも

三つより唯うね切を其れハ川はもあ中より飛入り
二人よそよそく我よりよけれ 善の^三善の^三善の^三善の^三
或部少補の時少時よほいし一々其末末次第は時めりよて
しるよや詳くあるよし

善の^三善の^三善の^三善の^三善の^三善の^三善の^三善の^三善の^三善の^三
明成立の時後

善の^三善の^三善の^三善の^三善の^三善の^三善の^三善の^三善の^三善の^三
奉り寛文五年十一月 後を評や連日八年十一月
十九日午五入よりてありし其女子善末末末緒其よ
あ之年月付過てら止まを法を 二名後孫以

布衣のり令を經て日本の後とあり元禄六年
乃々先鋒乃隊將を奉り 秋のひききて之る 同十二年
乃々高月休て後を將り 之を十一年は
て石井と号し老翁と號し初め宝永二年之
大なる八十文よりて 之を十一年は
之年甲子日付初て 之を十一年は
玉井申言の令が新に及 信を七判 の事を目
て存後を 之を十一年は
て元文三年十月 之を十一年は

と梨先令分して家の嗣やあり十郎と東本氏
乃々 之を十一年は
よ 之を十一年は
り 之を十一年は
世 之を十一年は
十 之を十一年は
七年三月日侍揚て 之を十一年は
其 之を十一年は
初 之を十一年は

法嗣の経任し家を治す 万石後

天祿公は世禱をもあふ時を待たばしよるを後
法に依りて殿のりしを治す 宝曆元年十月
形も女をとりて死す 息子なりしは 吉友右衛門
吉友の二男をとりて 嗣をたす 吉友右衛門
や事相をとりて 延享二年 吉子 長傳 親重 乃小姓
よるをとりて 後御所のりしを 吉友右衛門 嗣をたす
て殿をとりて 延享二年 吉子 吉友右衛門 嗣をたす
七年 吉子 吉友右衛門 嗣をたす 延享八年十月

計名の合り 補きし 延享二年十月 病に依り
殿に許をとりし 延享二年 吉子 吉友右衛門 嗣をたす
るききし 延享二年 吉子 吉友右衛門 嗣をたす
延享二年八月 吉子 吉友右衛門 嗣をたす
延享二年 吉子 吉友右衛門 嗣をたす
中書法に依りて 延享二年 吉子 吉友右衛門 嗣をたす
吉子 吉友右衛門 嗣をたす
吉子 吉友右衛門 嗣をたす
吉子 吉友右衛門 嗣をたす
吉子 吉友右衛門 嗣をたす

思ふ事も由らむ事 平六 寛政三年 甚安と亦病
上紀をきて侍下場をさしよしを授け給へば後々
法に依て会牛龜幸より家を継いで石 龜幸印
實と云々 謝事相う四回力也 ば可云々 常盛寛と
一
後常川流事 故 信長 甚安と亦病 甚安と亦病 甚安と亦病
業よ 科達 一多を以て 延宝二年 乙未 新川
五郎を物とす 玉石 世子 豊國云 乃の家人 上事と
ふれ下社 三年 十二月 社在 一 出務と号とも是か

先き足甚事 甚事 二男を嗣也 一 新を云々 甚事家
と一 叔父の川を云々 幸之 後
世に 甚事云 の由 姓 自身を奉り 甚事 九 郎 之 氏
元禄九年 罪 何しと 改易 甚事 甚事 九 郎 之 氏
よと 浪 宗 又 八 五 川 後 烟 といふ 此の 人 一 甚事 控 の 宗 母 控 乃 事
一 甚事 切て 控 甚事 甚事 甚事 甚事 甚事 甚事 甚事 甚事 甚事 甚事
一 乃 甚事 甚事 甚事 甚事 甚事 甚事 甚事 甚事 甚事 甚事
一 甚事 甚事 甚事 甚事 甚事 甚事 甚事 甚事 甚事 甚事

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

鮎長志乃某男

鮎

本國遠江
家紋稻穂丸

德積林春

勘吉忠

女子

加納佐三門系 松平大和妻

某

仕松平大和守道矩

某

嘉右衛門

林次

松平門

母佃八之某某坊

林堅

小友乃

某

小孫寺新吉忠

某

松平之四郎
仕加藤内儀少助友

某

孫三某

同氏幼子某林成二男

某

傳分

某

源右馬
實信養子某男

女子

山崎母左馬某妻
隱之進

某

寶曆四年十二月切後家斷絶

女子

安井九左門時僚妻

林成

吾助武吾某幼子某
母左孫新以某女

林煥

孫七權左馬
母佐定左馬定以女

某

社之某
同氏小左門林堅養子

女子

孫田查左馬某妻

某

六希
實井上七男 正方二男

林香

治郎孫
實長左馬右馬某二男

女子

養子治郎孫林香妻

林之

正之守印 桂左馬
母權左馬林之女

林英

初孫英富吉 重人
實之孫右馬士權準四男

女子三

養子重人林源妻
同人後妻

...
...
...
...
...
...
...
...

種

附 小左馬林堅

助之東種林林長之某子也幼ハ如之種
 式於女補以事上仕以成之して正保二年九月
 薨御云乃家の人と云なり ^三年辛 其母長福乃守其
 之を養ふも其治二年云々云々云々云々云々
 種之門林次正保四年日傳揚之石仕進種之石
 書之乃令之乃大板乃令之乃石仕進種之石
 丁和三年云々云々云々云々云々云々云々
 延宝六年の...日傳揚之石仕進種之石

享保二年十月三日死。其子權左衛門林徳
 宝永二年七月。月俸物。石付。是を以て。七十
 日。末乃。蔵。栗山。濃の。令。も。り。元。文。之。年。四。月。
 十日。死。無。子。栗。先。井。上。吉。全。石。万。之。面。男。之。系
 を。承。り。享。保。十。九。年。二。月。月。俸。物。石。付。是。を。以。
 て。同。大。年。三。日。又。可。先。世。之。女。一。女。是。ハ。七。歳。
 迄。安。也。是。の。二。面。男。を。以。て。女。可。全。を。嗣。と。し。治。戸。係。
 林。重。と。り。元。文。之。年。一。月。月。俸。物。石。付。是。を。以。て。承。り。也。
 是。の。碎。後。孫。忌。の。承。り。栗。地。事。乃。是。の。承。り。を。經。

享保二年九月十一日。令を奉り。宝暦二年九月十一日。三
 十八支より。死。無。子。承。傳。米。揚。下。吉。全。解。後。孫。之。承。り。
 林。之。一。月。月。俸。物。石。付。是。を。以。て。栗。山。濃。の。承。り。也。
 是。の。承。り。也。是。の。承。り。也。是。の。承。り。也。是。の。承。り。也。是。の。承。り。也。是。の。承。り。也。
 移。り。是。の。承。り。也。是。の。承。り。也。是。の。承。り。也。是。の。承。り。也。是。の。承。り。也。是。の。承。り。也。
 七十石。再。い。氷。餅。の。承。り。也。是。の。承。り。也。是。の。承。り。也。是。の。承。り。也。是。の。承。り。也。是。の。承。り。也。
 宝。永。四。年。三。月。日。末。の。蔵。栗。山。濃。の。令。も。り。元。文。之。年。四。月。四。日。死。無。子。栗。先。井。上。吉。全。石。万。之。面。男。之。系
 法。を。承。り。享。保。二。年。十。月。三。日。死。其。子。權。左。衛。門。林。徳。石。付。是。を。以。て。承。り。也。是。の。承。り。也。是。の。承。り。也。是。の。承。り。也。是。の。承。り。也。是。の。承。り。也。
 一。之。其。子。重。人。林。英。實。之。承。り。也。是。の。承。り。也。是。の。承。り。也。是。の。承。り。也。是。の。承。り。也。是。の。承。り。也。
 一。之。女。可。全。を。以。て。承。り。也。是。の。承。り。也。是。の。承。り。也。是。の。承。り。也。是。の。承。り。也。是。の。承。り。也。
 一。林。英。實。之。承。り。也。是。の。承。り。也。是。の。承。り。也。是。の。承。り。也。是。の。承。り。也。是。の。承。り。也。

傳揚て召侍也父死して家を継ぐ七年石
小石川村積林里と云ふ勅之東林里と四男也明暦
元年法中小姓河召侍也謂傳揚之孫二年九月
新河町重事を始しる不問十年六月召侍也其子孫
其東某父は継ぎし不不字保八年死し其子孫ある
某家を継ぎし不不元文元年死し其子孫ある不不
其子孫ある不不其地保長き其終の傳揚河解し
宝曆四年上りて復然して祖母より其子孫ある不不
其子孫ある不不其子孫ある不不其子孫ある不不

家継ぐり某

石王

本國越中
家紋丁子巴

石王平八帝利亮男

源利勝

四帝兵工 平左左入 取仕号平入

利定

治兵工之角左入 取仕号休意
母付中衣在左同系 取仕号休意

女子

母并加在石門良侍妻

利淳

平左左入
母加崎源之角左女

女子三人

白賀源右之角可平妻
右市以良侍妻
富田孫孫之平妻

利紀

平左左入
母加崎源之角左女
取仕号平入

國南 又正室
正室七郎多南政王養子

利真 左原太
母寺西寺太夫の養女

利容 平太夫
母同上

久春 平太夫
母崎繁右衛門久次養子

女子 香色源左衛門信妻

利和 藤之助
母伊豆守房女

利和 藤之助 母伊豆守房女
利真 左原太 母寺西寺太夫の養女
利容 平太夫 母同上
久春 平太夫 母崎繁右衛門久次養子
女子 香色源左衛門信妻

石黒

平太夫源利勝の正室 利真の嫡母 藤之助利隆の
男也利隆代に越中國の任人より上杉の首領 藤原
よはしと名を極めしより 小國大平記とてしよりよは
り舟三人より次之を以て耐に上條入道よはし上杉の首領
り 其次藤之助八言に其の節上曰よはし 奥津の地を
討たむとて次ハ小太夫とてやりし頃 田吉典上曰く見
小姓よはし 源田の地を家よりし 新田田圃情事
治長 尚 主し恨るるより去りし 以て架新田圃

城より引籠りてを逃討りてはさきより景徳朝
臣軍勢卒して打向を遣はせ打城池の端を攻め
遣はし先陣藤田能成なる備を備て廿五日軍八
段を諸女方打して言ふたを松之進ハ後田之志
ハを感一返向は向く候も我々御軍をハ
許を遣はさば命利亮初久ハ能成多丸と一と
景徳朝臣より相原房の字を許や遣はせ之後して房
利とらふなり又利隆と修自と上移るなり此修自
景徳朝臣分の末物ハ能成のより一は房の
子也其後能成天正十六年一とらる景徳朝臣能成多丸

と記や一利神修能成多丸と記さる一は房の大奥能成乃尾十本
修自とらふなり一は利隆同五年に相原能成多丸の所をくつ記のゆゑに
信之余多持能成多丸と記す一は修自とらふなり一は能成多丸と記す
一は能成多丸と記す一は能成多丸と記す一は能成多丸と記す

のりあるなりや上松家を去て麻助と名乗りて多丸

二年十月蒲生より仕一此は又利隆失事して之を麻助

目録今より五十年より蒲生家の老玉井對今蒲生なる事連署
其後二年二月如恩るる千五百名とあるは時の目録ハ蒲生なる事
一人之あるなり一は能成多丸と記す一は能成多丸と記す
飛助とらふなり一は能成多丸と記す一は能成多丸と記す
相原能成多丸と記す

能成多丸と記す一は能成多丸と記す一は能成多丸と記す

能成多丸と記す一は能成多丸と記す一は能成多丸と記す
利亮三百名 同元年十月小松の城を星守の能成多丸

納い又重化り重の要打するを下しぬ 貞享二年
介所子孫可付家の主家せむ

うゝ十二百廿六文^{貞享二年}但^不おち 坊男角を久利き^二五^五

年^二六^五月付^一坊^一名^一召^一仕^一進^一父^一召^一仕^一して家^一を^一結^一き^一 ^二五^五

之^一保^一八^一年^一司^一紙^一の^一職^一を^一奉^一り^一曰^一十^一年^一職^一許^一を^一進^一宝^一多^一二

年^二六^五月^一仕^一を^一致^一し^一休^一意^一也^一号^一し^一志^一吉^一不^一科^一初^一り^一七^一年^一七

月^一亦^一三^一百^一年^一七^一十^一文^一引^一て^一死^一々^一坊^一男^一坐^一久^一利^一信^一之^一保^一十

五^一斗^一五^一月^一付^一坊^一名^一召^一仕^一進^一父^一召^一仕^一して家^一を^一結^一き^一 ^二五^五

字^一保^一六^一年^一九^一月^一付^一坊^一名^一召^一仕^一進^一父^一召^一仕^一して家^一を^一結^一き^一 ^二五^五

定^一の^一字^一引^一等^一を^一致^一て^一之^一文^一之^一年^一三^一月^一字^一引^一の^一字^一引^一し^一る^一を^一此

の^一字^一引^一等^一を^一致^一て^一之^一文^一之^一年^一三^一月^一字^一引^一の^一字^一引^一し^一る^一を^一此

不^一之^一男^一又^一在^一出^一國^一南^一珍^一本^一以^一主^一と^一す^一其^一事^一 ^二五^五

角^一を^一久^一利^一紀^一字^一保^一十^一三^一年^一二^一月^一月^一俸^一初^一て^一召^一仕^一進^一父

お^一して^一家^一を^一結^一き^一 ^二五^五 寛^一保^一之^一年^一七^一月^一大^一概^一乃^一今^一と^一す

在^一之^一乃^一今^一月^一結^一し^一勘^一定^一其^一事^一引^一り^一を^一結^一き^一 ^二五^五 寛^一延^一二

年^一十^一二^一月^一初^一め^一り^一し^一 ^二五^五 宝^一暦^一二^一年^一三^一月^一職

を^一致^一し^一明^一和^一三^一年^一七^一月^一付^一坊^一名^一召^一仕^一進^一父^一召^一仕^一して家^一を^一結^一き^一 ^二五^五

坊^一名^一保^一永^一元^一年^一二^一月^一字^一引^一等^一を^一致^一て^一死^一々^一坊^一男^一坐^一久^一利^一信^一之^一保^一十

五^一斗^一五^一月^一付^一坊^一名^一召^一仕^一進^一父^一召^一仕^一して家^一を^一結^一き^一 ^二五^五

おおして多きハ二回半を以て利家を世継ぎとす之男平少少
 久喜因幡久次 繁吉ハ嗣之者角之利家宝曆十三年
 之月付物之召仕進又召仕之者家を継ぎ石ノ妻
 九年之武庫の存行可る者進官政六年九月水
 録の存行ノ跡を嫡男希之助利和宣之以七年二月
 月付物之召仕家

立入 本國伊予
 家級ツル福道之内三萬

主入嘉兵工門某男

源某

嘉兵工 召仕号安人
 母津尾八兵工某臣 尾者乃女
 文々人

某

實外孫依包源兵工可勝三回力
 依包源多事可勝事

女子四人

福井長左乃某臣 某臣之妻
 小川安右乃某臣之妻
 川上文右乃某臣之妻

勝好

独之分嘉兵工召仕号拜休
 母信三孫信三某臣女
 玄南

某

小川氏奄某美臣子

某

園部丹禰

女子三人

伴久平次重次妻
梅津平八右才妻

勝藏

妻右近 石上号喜喜樂
母河内守右近利氏女

喜加慶

常之丞
母松原右近之妻邦養子

勝盛

滝之丞
母尾川庄左門牛島房女

利政

六郎
母原左利建養子

女子二人

中原助左近正統妻
石原角左近利定妻

勝美次

左太郎
母河田平左大友女

五入

嘉吉為源某ハ伊豫國乃人也加藤式部少輔明本多
ハ在明成之ハ 慈明之ハ止まのハ 二百石 其後郡守ハ
の殿を奉子此以之松府より移るをハ初め其封内ハ規
矩未備ぬ中をきハ祝額及郡縣の制度多ふハ其乃
嘉右衛門等ハ定めり之ハ 其乃 其治二年十二月破を
許す事也 延宝之年高直死ハ其子之を大某之其ハ
依色可勝之男也 寛文之年一月傳初て長住也其を
継ぐハ七 宗之之年一ハ 其乃 其子嘉右衛門

猪好^牛家を建てる 雲石城のまゝに築城定むるなりと出
て後法り依り碓を許せし事保十八年九月侍宴
乃碓をまゝに又歳移り碓を移し去之なりと保十
二に碓の乃令と有り明事ハ四年の云々身如あり
其後碓可治す事よりを披露ありし事とあり成
痛成とせし治療をか試むる事可卒尔可治る
余云以奇怪なりと信事色覚りぬる事忽碓奪事
中事法の能り通せし事 延宝三年四月に飛許し事
て出はし寛延元年とてお休せし事一宝曆

三年八月十日に但馬子吉の勝碓寛保三年
九月に傳ありし事保を建てる 畠本の手書を
目し其後碓を築く事ある事七月に休し其樂
也事ありし事保料ありし事ありし事保
よして死し其子儀之丞勝碓ある事二年に月
侍ありし事保家を建てる 碓治乃子新あり
丁卯七年八月十四日二十二年に死し其子友
を中勝碓家を建てる 七年に

Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

木本 本國近江 字級瓜

木本即於成房三男

平吉辰 市郎六郎辰 為土号松川

廣當 市郎長門子幸長仕備生女 手塚源之介市幸南六郎辰

廣東 實父五郎 為仕号時哉 孫四郎市幸東市郎辰

富榮 市郎五郎辰 為仕号清樾 母味五郎辰 傳道女

久達 孫兵衛 東条孫五郎久達養子

忠昌 作在左 松原十市在左 充昌仕備養子 養子

一積 孫四郎 曾兄五郎在左 富榮養子

一積	孫四郎 六郎左之門 實六郎在り 廣東四男 孫四郎
成包	六郎在り 一積養子 孫四郎
女子	交野文右之門 系 仕秋田妻 孫四郎 市市無系 實五郎在り 當業三男
成包	文助 上流善左之門 元明養子 牛久
致榮	大楠徳大在り 教得養子 市市
正月懐	下河内伊在り 杉虎養子 孫六郎
可積	高松歳之進 存謀養子 寺西在り 良知養子 配 養子 市之東成包
女子	

木本

六郎在り 平吉辰ノ葛原親王十二代^六 又徳子自平
 之は流るり 七口辰ノ祖父榮原吉原亮長房公好
 徳理大長長房之許ニ在り 之好公之して近江
 國木本の在り 引籠籠り入道して 自道之口之在
 子武部 年有當國ノ人中之一 蒲生ノ少少仕
 して 飛騨守氏 師長房を起し 其所任に 只之好乃云
 五千人を領し きて 了乃の夫好ノ世 成り 乃云
 千七百
 石を領
 其の口 或時氏 師長房 樂の口 得り 其の口 成り 乃云
 可付り 又 實業之乃 終り 乃云 時氏 師長房 願ひ 乃云

め天性多病りして教を治と案案乃て云りぬ一ゆ又
洋ありてとらり四邑の名をひく秘きす一すも色ふる本房
本午一級め久くあり一は徳しとく一はけりてはめり本房
よやとてんか歌を譲へうはり進言る汚ゆりたる子孫を
言し種挿を以て家の終をたむる一は徳なりと云り一は
のしるる一も亦露思疎可なり一のしりて一は又一河の
氏師部長を等初とて道遠一をひ一は本房を定じたり
し一は氏師部長とて一は徳しとて一は徳しとて一は
後を三田男を原よありて一は徳しとて一は徳しとて一は
信一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて
三信た色打く一は徳のせのせり一は徳しとて一は徳しと
た師部長を等初とて一は徳しとて一は徳しとて一は徳しと
ま一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて
下一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて
乃男子る一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて
本房五人 継子一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて
子一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて

のりたる吉原の三男も初めは加藤保家の子に
永七年式ア又捕四成ふ亦依乃地収りきし時
慈明公は仕なり 二名有 時十人あり等しし事し
幸んや 十人あり 一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて
高ねり 高ねり 一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて
十人あり 十人あり 一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて
二名有 二名有 一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて
十人あり 十人あり 一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて
二十 二十 一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて
十 十 一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて
十 十 一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて
十 十 一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて
十 十 一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて一は徳しとて

を軍人よの侍を奉り同二年に一破を許す

貞享三年三月五日付一野川半兵衛一老若手料
物元禄三年十一月十五日年七十五歳を以て思
きし先き子ありし少傷を
慈母公乃親長子塚海之助を仰し傷を嗣室を後し
ふらり座番とす八世人のありし記座番初め宗見又
六年六月は小姓より召付き日付二年
陰金十兩同九年十一月蓋
し中納言の事をとり吉辰嗣中より後破を以てせし
貞享三年十一月は國樂主の侍候をす名は宗
名詳なき
尚を継ぐるは後法橋乃月宗元禄八年四月江戸

尚右乃破り補まき進正徳かひし進言はれし二百年
二五十年の言はれ同十
六年十一月は石山城郭石山
城乃石壁を修復せし
多時を以て修むるに後 明年六月は
町被が破を以てせし事ありし正徳元年十月法
傷を破を以てせし事ありし正徳元年十月法
まきし子保正の事ありし事ありし 志は
新堀り同子の事ありし事ありし 志は
今は石山城の東實長林東門平介
ウ三男也宗見六
子の事ありし事ありし事ありし 志は

の月を以て此の職より可なり乃職り補を
秋のひきき二万五 以後那代の職を以て寛保三年工
十石のきき 王のあひふき 名年以 二万 延享三年工
はるかや号し一志出らふ料切り日侍 宝暦九年二月
は九石七斗あひふき 死し無此人当河内備良乃吏と
のし何れもあはれ乃道可志深く遠り鳥丸の大御
光榮卿を若老として年以てをみなく学む一六終り
て是乃秘訣悉く許をせし御よ善むを記有後乃
今より記し子と為る也 宝暦九年延享より 村藤

心を以て六元又四年八月日侍初てははき 五日は
六日 心を以て二万 後那代の職を以て架橋用事の職り
身より宝暦九年二月病り依て職を許しを學り
三年七月五日甲子として死し無此人 宝暦九年
一積實を度末の男兄の嗣を承るも也 初め宝暦三
年より心中切りてははき心を以て二万 後那代
を以てははき儀の目より可なり乃職り補を以て安
永七年三月年末の勅方を感すを以てははき
そく減するを以て七を以て 長下を以て七

十月廿九日... 先夫兄... 四月廿二日... 安否...
 十月廿九日... 先夫兄... 四月廿二日... 安否...
 十月廿九日... 先夫兄... 四月廿二日... 安否...
 十月廿九日... 先夫兄... 四月廿二日... 安否...
 十月廿九日... 先夫兄... 四月廿二日... 安否...
 十月廿九日... 先夫兄... 四月廿二日... 安否...
 十月廿九日... 先夫兄... 四月廿二日... 安否...
 十月廿九日... 先夫兄... 四月廿二日... 安否...
 十月廿九日... 先夫兄... 四月廿二日... 安否...
 十月廿九日... 先夫兄... 四月廿二日... 安否...

周 赤田 本國越前 家紋龜甲之内松皮菱

赤田金右工門尉忠嗣實隼人正男

源正綱 正綱母 正綱公侍女 正綱母 惣右男 氏以赤田子系大介

進 母梅魚安友女 系 惣右女

女子 野内李之介

保 政右男 舍見子 系 進美良子

保 取左門 弥惣右工門 實子系 正綱二男

悔 外記子 系 正綱了美 母相良 五郎左工門 某船判女

正貞 伊右 野内李之介 系 美良子

備

該中布式部孫惣右

某

實吉山玄菟正武二男
電松
杉下信十綱惣養長子

女子三人

孫惣在為備妻
田村玄菟親氏妻

直

孫惣次 与女
實吉山玄菟正副二男

禧

順次 与女
會見子与仰也美長子

胤陣

長分
遠孫孫保右為胤守養子

女子三人

中村私人以行妻
土田新女多束有國妻 實杉下信十綱惣女
与女仰也妻 實田村玄菟親氏女

禧

順分孫惣右為

女子

實孫惣右為備二男
實吉政及教副養長而配孫惣右為禧

赤田

此子布流正綱右左長融公乃苗裔源字乃一堂
之我孫國赤田保地以磯也馬之等之後胤也子孫
代之實利也乃其家人之孫孫在信下外記也澄之時
也信國可移り也茂城上梅り信之是ハ下以
左茂之稱之也其澄之後孫孫人正身可也
實利也亡也
織田殿可仕也其生左茂城
物之子之乃也
也一時大岡乃其家人也

宗徳の娘を嫁し其妻と定む是は女を
可嫁母上り其人の功め家法を子ありしは
痛生の人と某う男を其の女を其れに己の女
嗣とす其の後に其布正徳を生む其の亦金あり
其を其のし其を其の父に其の其の長五年の秋東西の
軍ありし時大坂の陣に其れに其の其の其の
其の地を収る其の越前め山家あり其の其の氏を其
名を其の阿の其の其の権を其の其の其の其の
其の其の其の京極宰相あり其の其の其の其の
其の其の其の

映國可位一其後其の其の國降き一其其家を
其の其の其の 宗徳公乃其の孫其の其の其の
其の中其の其の其の八月 其の公其の其の其の
乃地を給る 二万石を其の其の其の其の其の其の其の
其の其の其の其の其の其の其の其の其の其の
其の其の其の其の其の其の其の其の其の其の
其の其の其の其の其の其の其の其の其の其の
其の其の其の其の其の其の其の其の其の其の
其の其の其の其の其の其の其の其の其の其の
其の其の其の其の其の其の其の其の其の其の
其の其の其の其の其の其の其の其の其の其の
其の其の其の其の其の其の其の其の其の其の
其の其の其の其の其の其の其の其の其の其の
其の其の其の其の其の其の其の其の其の其の

会弁して嗣とほ熱く保す元祿六年二月
俸給を召仕進家を終て二五五 月付ありるまきそ後
條を給し享保十二年七月十八日死す
そよよ五帝協享保十二年二月俸給を召仕進家を
終て二五五 月付ありるまきそ後
條を給し享保十二年七月十八日死す
四年七月徳勢の川流を治めをまふ時其後河原
くく切せしむ ねま家より長時段を引を下し
明和元年七月に條を引くまき江戶本太の條を考てまき

の條は叙きまき 亦彦河のみを引く
あま あま河年二つに引く
八月 八月二日午二時死す
満之丞とまき山武
召仕進家を終て召仕進家を終て
及び江戸の條を引く
人の條を引く
まき
まき
の條を引く
天保四年

二十歳より死す。但初免子をうり。よゆて田中親成
 女を外嫁す。親成を以て若妻方副。二男を産む。
 嗣中より五郎重忠也。重忠元年。之は存続す。
 是化す。後清小娘と号す。其を継ぐ。石。後百有日
 の歳を奉り。寛政元年。七月。十四日。三十九歳。死す。但
 其子。は重忠の。禧言。之は。重忠の。備。男。足。嗣。と。事。寛
 政二年。三月。内。侍。初。召。仕。進。父。死。て。事。を。継。ぐ。右。

和田 本國近江
 家紋九之内干切

藤原清元 外記左門

清之 覺左馬
 母柳若狭系體係女

長治元年正月十四日死無嗣子家以絶

清宗 柳若狭系

安清 三之助 市之東 孫一右馬
 西同上 五仕号性水

清茂 在り市之東系清宗體係女長男
 母并孫五右馬傳久養而絶

女 孫一右馬清茂

清武 外記在り孫一右馬
 寛中川助在り正右二右方

吉包

吉之八柱八節 市之東 娶人

女子三人

母大孫之吉 東 市 川 家 女
中川 後 處 在 馬 正 娶 妻 再 嫁 母 約 信 千 少 明 行
櫻 口 孫 吉 少 勝 武 妻

信明

誠 尚 娶 人 八 米 右 守
實 母 約 信 十 少 明 行 三 男

女子三人

養 子 右 守 信 明 妻
母 約 信 下 信 真 妻
村 崎 苗 吉 少 保 信 妻

清房

茂 十 節 早 世
母 娶 人 吉 包 女

某

藤 藤 馬 明 敏 養 子
吉 包 娶 人

清匡

實 母 約 信 吉 少 明 行 二 男
村 崎 能 守 流 保 修 妻
養 子 娶 人 信 匡 妻

女人三人

實 母 約 信 千 少 明 行 女

信善

右 守
母 右 守 信 明 養 女

正休

原 八
安 堀 養 吉 少 邦 信 吉 少

女子

原 旅 之 命 信 善 妻

安武

宮 内 米 馬 村 信 吉 少 邦 信 吉 少 一 我
母 新 吉 少 信 善 女

某

吉 之 介 早 世
和 田 市 兵 衛 吉 包 養 子

某

後 三 節
安 田 惣 在 上 門 之 敏 養 子

清久

菊 吉 右 文
母 吉 女

女子

江 口 三 郎 在 上 門 妻

治雄

菊 吉
實 外 在 上 門 安 武 四 男

安佐

庄女と宗右女

母貞丹羽庄兵衛兼音明三右

正武

子之介伊織 退身

母丹羽庄兵衛兼貞四女

清宣

母同上

憲行

辰跡 中川経左衛門信春子

治雄

菊吉 叔父右文清久美長子

孝彙

互 子信三郎の母年養子

女子三人

妻山玄菊正傷妻

成田彌格綾妻

平清孫兼正傷妻

清誠

索人 母子信三右門守生女

清公

古井作十郎

女子三人

浅尾兼多常遠妻

廣田七郎常静篤妻

真茂田筑後正元妻

丹羽久馬介貞明妻

和田 附

和文清久

外記ある所藤原清之八女文詳多し本は清之八か藤原氏
初女補明利は仕一室之あり七年

藤原公相有(移)生ありは初女は仕(奉) 十五

本室の令りある事也 其にお二年九月十八日

年五十八才より死す 清之八は藤原の母の二女相は仕

時二年之間中世の事なり 仰せらるる事なり 二女相の
士族に嫁し居りし事なり 官定下向の時より清之八中世に乃
名代として居りし事なり 清之八は官定より清之八は
正朝の正朝方より清之八は清之八の傷人なり
藤原公に相移りし事なり 清之八は清之八の傷人なり
又ありし人なり 藤原の清之八は清之八の傷人なり

法元太子之人... 二男... 法宗母氏を冒三

男... 法元之父死すて... 法元

十二年... 法元四年... 法元

十二年... 法元四年... 法元

十二年... 法元四年... 法元

十二年... 法元四年... 法元

十二年... 法元四年... 法元

十二年... 法元四年... 法元

十二年... 法元四年... 法元

十二年... 法元四年... 法元

十二年... 法元四年... 法元

十二年... 法元四年... 法元

十二年... 法元四年... 法元

十二年... 法元四年... 法元

十二年... 法元四年... 法元

金子石山系勅の命なるは依はるるきよしと云ふ事
延宝元年其有令の御内太門を切し経るなりし六七年彼ら
より可成りまひひ方類類を切らばしりして其はのほども
年あのみまは彼よりまはしりてまはしりての別はるる
はまら 貞國公雲松公其有 なるいなるまひしり
同七年十月より該回心の地より切し延宝元年
其はるるしと云ふ事しり 公のまらるる條やまら
い方を下しりし回七年の月

貞國公法代継ぎきし時 將軍家より御請し
なりしと云ふ事しり 後以許ししを蒙り之は延宝二年
二月彼はしり性ある事しり 老若も科切らるる
時同五年二月に博田有雲松可杖突るるを許さる

宝永四年七月十七日八十二才より方はるる也
の後 意のその何をまて 杉井正治と云ふ 宗徳公が御年の
の年法を授けりしきり亦許ししと巧しして當時府下の宗
道と云ふ事又和歌集といふ十巻より時の名も徳政及
名傳りし事洞大岳数々の周旋しり
あ清嗣るなりしり依て是柈法宗 妻多末の妾のそ男
の利士
や門法義をまら 寛文八年二月に御切らるる
三石 延宝元年十月に御切らるる 三石
西石 同六年四月
病可依ては御切らるる引あり おめとして月は二十に
切らぬ貞享二年法を
改めては年二十科をまら 之は延宝元年三月十年二十
いまた不子継いで死しぬ事子まらるる八巻包知雅なり

皇清養女を幸ひ中川宮 ゆきみ の二男外記を弟門
清武を合々嗣とすは一志は清武貞享四年十月四日
を始り終るる 終るる 父を仕へて家を継ぎて八巻
八巻に正統をたす始り 清武正統を包二万石多勢同の地四万
石清武を包一萬石也
之文六年をくす南宮よるやまは同公斗六月を皇孫出御の
大日を養子の同十二年をくす帰國をおきてそのは清武を
くす室より三年をくす大傳りなすまはは左の清宮邸在
りて其儀をきりし正徳元年七月清武依り殿を清武を
東宮より下へし 清武の御子ありしは元は清武は
日のあるは出仕して四月乃の御

同五年八月 執政のよき貞享保十二年九月
力の正統を 正統を包二万石多勢同の地四万
石清武を包一萬石也 同十八年七月清武依り殿を清武を
養子 清武の御子ありしは元は清武は
日のあるは出仕して四月乃の御 同十九年四月より二十年六月まで
清武男子四人ありし二男を合々貞享保十二年九月
某安回之教 清武の御子ありしは元は清武は
日のあるは出仕して四月乃の御 同十八年七月清武依り殿を清武を
外記を弟門 清武の御子ありしは元は清武は
日のあるは出仕して四月乃の御 同十八年七月清武依り殿を清武を
同五年 清武の御子ありしは元は清武は
日のあるは出仕して四月乃の御 貞享保六年七月清武依り殿を清武を
父死して 清武の御子ありしは元は清武は
日のあるは出仕して四月乃の御 貞享保六年七月清武依り殿を清武を
貞武子 清武の御子ありしは元は清武は
日のあるは出仕して四月乃の御 貞享保六年七月清武依り殿を清武を
清久 清武の御子ありしは元は清武は
日のあるは出仕して四月乃の御 貞享保六年七月清武依り殿を清武を

傳しく時若事賀の後仕をなすり寛保元年に於てある事
を述し執政の職をなす延享二年に於て致仕一我
号し老翁と料物月日付明和七年に於て十九日午二
時を以て終り然る武男子五人あり女子伊織正武享保
元年十二月五日卯初り終りなり二万石元文五年六月
病に依て召取ひてしなり引籠りしに延享二年六月廿八
年八月廿日死す其子二男法宣を嗣とす三男辰
彌憲新中川務左後藤の嗣とす四男治旌回姓
清之嗣とす五男百五五番大之根とす年二万石

伊一子法宣父法信一とあるを據り千石法信一と
中納言家曆九年に於て宇佐慶宗夫人陽子とあるは法信一の子と見ゆ
去年三月に海國をおとすの法信をなすり元年八月
明和の年三月に執政の職をなすり安永七年三月に於て乃
大目をおとすの九年十二月に於て乃とありて並しとす
寛政元年二月五日に於て乃とありて乃とありて乃とあり
元年五月五日に於て乃とありて乃とありて乃とあり
少重法信の終りあり十石元文八年八月廿日

リる事通回四年十月甲子の辰なりを後二年卒之の日

公平九月先鋒の勝なり終一日十四年四月官位大左大臣

乃師氏お辨の事起りし時後地り終るなり同日十四年

十一二百年の十四年終る事終る事包田方子なりしハ

女羽終り終る事ハ二男織信清の事を終る事女子合事

嗣事なり終る事信明享保十四年二月終る事終る事

又終る事終る事終る事終る事終る事終る事終る事

なり又後終る事終る事終る事終る事終る事終る事

五十年終る事終る事終る事終る事終る事終る事終る事

二月月俸ありし事終る事終る事終る事終る事終る事

終る事終る事終る事終る事終る事終る事終る事終る事

臣を嗣終る事終る事終る事終る事終る事終る事終る事

之後終る事終る事終る事終る事終る事終る事終る事

終る事終る事終る事終る事終る事終る事終る事終る事

二男源八正休あり終る事終る事終る事終る事終る事

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

天孫

本國伊子

家紋丸内カハミ

孫原某

安孫彦左馬 後孫天孫平右馬

某

平左馬

女子

羽木孫七之末貞安妻

勝澄

彦左門

女子

羽木孫次兵衛貞明妻

勝義

郡作 平右門

實羽木市之進貞清兩方

勝久

菊治恰 實羽木權左休貞三男

勝怒

木及 忠左 早世

母羽木孫七之末末女

正發

長三子
平松正勝善長子

勝良

邦之介 平十郎
平原右左衛門善昌三男

女子三人

伊東文之仰 祐昌妻
善長平十郎勝良妻
寛政松文在系純女

天野

平吉の孫原某と始に安孫孫産瓦焼つと名を以て加孫
左馬今長治の事有りなり 如度家立也

慈明公よ仕奉り

二平石口黒田退治の私孫有り平吉の始に如度
孝の補明利は仕奉るを依り明利卒て

和内外記なる少書又たらと傳ふ 慈明公可仕奉りしと云ふ事ハ
さき今長治の事有りなり

其の安元年司氏の職有補き事 加の事の事云々や云々人好
ハ小後の事を守る事也

平後縁を許せし事 寛文十一年十一月二日然し如度
子半なる事 寛文六年月侍ありて石は連た事を
終て 石堀堀の事を有り 延宝八年四月玉井の

今よりきき連一りりて夫ゆつて破を大等き定ま三年
のし初寄りの破やちりては破を治し一宮保
六年三月十四日四日ふりぬる子孫其の勝從之福八年
ちり日付ありては是き多様は年不端汚添端
等のゆを申りては針々の令より日米乃破とあり
寛保二年八月五日無 勝從丹后の令よりし付て
御田歩移りしふ御田畑の庄田をよりハ移すあり卑なりし一頁
ハ同ハ収奪事を辨ふに事案を御りて上して税額減し一永く
免免とすふをいふ事ハ村民を慰解を感ずの御より此を治すこと
の院内可生祠をいふ今より人々を治す才思をいふことハ
よく長る乃後者を引之く一永く減税を減さるふ事
四一り民を治すと徳を治す慕ひし一やおめりる 生子

平右衛門勝義実ハ御末法良 希進 二男や之又四年十二月
日付ありては信也 二信物之四の列あるは信也 忠を治す 七年
は氷餘のありしよりハ信也を治す 一安永五年七月
五月二十三日よりハ信也 其子 無信勝久実を御末依り 權義
二男方なり 初ハ寛保二年七月 其子 六回の内側 一
三三より信也 一 日信 二信也 信也 信也 信也 信也 信也
日付り移す是信人の権月を 一 信也 二信也 三信也 四信也 五信也
七年 安永八年十一月には信也を治す 一 信也 二信也 三信也 四信也 五信也
奉出乃号を慰免の事も是に信也 一 信也 二信也 三信也 四信也 五信也

これより之のてきとて其の事なりといふ
其の事なりといふ
其の事なりといふ
其の事なりといふ
其の事なりといふ
其の事なりといふ
其の事なりといふ
其の事なりといふ
其の事なりといふ
其の事なりといふ

今泉 中國不詳
家紋 三つ花菱

藤原某 理兵衛 孫あり

某 利あり 実父不詳

某 孫あり

某 利あり 孫あり

女子三人 山田某あり 孫あり

某 武七 孫あり

女子 養子孫あり 孫あり

貞景 彦次 大助
實徳目小宗系長男

定勝 周外

昌知 猪鹿
吉村六右衛門昌好嫡男 養良子
養子丈仰貞景妻
高友云仲某行妻

女子三人 貞六代猪鹿利行

知定 母孫三郎某猪女
左向是介某妻

知義 龜河内 猪王
實丹羽能行二男
少孫信之某義久妻
青丸 國慈繁妻

女子一人 養子知義妻

今象

孫忠房 孫原某と其之先を洋に奉りてを医する
上能を以て寛文五年 慈明公可仕入りし

二年九月新月四日有る 美治二年八月

寛文二年四月十四日死 息子村在忠 某家を建

而石 此人大坪流 叙法の達人 其業を以て存仕

寛文五年八月廿百死 息子孫三郎 某其申の業

を之を叙有り 存仕 而石 後
一腕の父 爲 殿より 爲 建 正徳二年 之 叙 仕 一 老 某

興乃人といひて是
 旌表公儀之修練の功感
 幸多し其年之公儀を我ら多し其年四月二月は子
 幸九を由して是れ其子相在也其定明和六年
 二月に法行の法進家を継承して百石父之嗣を補き其天
 明和年二月に故を由るを進石樹の寺に召し出され其年人
 又和乃業を継承其樹も疎くは疎り揚心法の家
 ありて是れ一々進八回之年壬子十月其業乃師範するを
 一々其子也

香西 奉國 讃波
 家叙之已

越前左馬之将主河那郡石原進系男

藤原宣房 次左衛門 母的丹氏女

宣貞 十号東九号東早世 母三坂氏女
 原右衛門初大介の希之丞は号云睦
 母秋田左衛門の女

宣秋 次左衛門 母又八正之女

正賢 母又八正之女 正貞美子の
 母又八正之女

孝四 母又八正之女 相晶妻
 修種善之妻 相晶妻
 黒田左衛門の偏能妻
 左田孫右衛門の妻
 吉田伊左衛門の知躬妻

宣清

源左 正仕号花遊

母藤原半介重基若女真中
村元若の果女

貞

正徳

信子海子を教ふ子

宣安

藤原 次子 早世
母山原左馬三女

孝

源宣清若女次子 宣貞

宣貞

源十郎 五十郎

真中村若女を侍西三男

香西

次子門孫原宣貞の河那守也系を某之男也

此系進系
八代系の人

九子の城

を以て陸奥國を津乃加茂或は浦の事也

出後安喜の部

加茂亡びし後正保元年九月

慈心公よ仕あり 四石 後目録云ふを以て慈心三年

の法族乃を以て今宣貞又元年八月穢法會

しを以て同五年十月に死すお物事と号し老若

小科初り同七年四月に死す 享元年 瑞因男九三郎

宣貞月侍初を以て一可世を以て一可世八

三人

小一在書つと母傷よ乃て死せしむ
二男を嗣とす源を基
三傳う傳命をえりしむ
四皇女及皇女して家を治き
五元正元年
六法皇の事なりりて和元年
七職由りて
八之祿二年七々
九可なりりるせき
十後二年十
十一同四年
十二西行の初
十三事なる
十四歌代の職りをも
十五同十四年
十六の
十七赤重公法初後
十八して法代を
十九一
二十召き
二十一將軍ありし法自在
二十二溝口大久保乃
二十三あ士を
二十四ま
二十五時
二十六事を奉り
二十七享保二年
二十八後法
二十九一
三十を
三十一景り
三十二同
三十三斗
三十四ま
三十五ふ
三十六は
三十七一
三十八玄
三十九睡
四十ま
四十一号
四十二一
四十三老
四十四若
四十五ふ

料物月俸 同六日
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百

明和五年二月一日傳物とて召付き安多三年
 七月廿八日傳物とて召付き同八年九月職を罷り
 四年九月廿一日傳物とて十一月廿一日傳物と
 傳物とて召付き八月廿一日傳物とて召付き
 傳物とて召付き十月廿一日傳物とて召付き
 傳物とて召付き十二月廿一日傳物とて召付き
 傳物とて召付き二月廿一日傳物とて召付き
 傳物とて召付き四月廿一日傳物とて召付き
 傳物とて召付き六月廿一日傳物とて召付き
 傳物とて召付き八月廿一日傳物とて召付き
 傳物とて召付き十月廿一日傳物とて召付き
 傳物とて召付き十二月廿一日傳物とて召付き

新女覺
 方と秘女

瀧川 本國陸奥
 家後内島

藤原某 正傳

某 庄三布

某 妻右多門 妻右多門
 母中井又右門 妻女

某 母奥の若右門格由女

某 母同長文某妻

勝章 近之介 庄三布 庄三布
 實多神宮角 妻女男

勝視 小左門 母右半門 母右半門
 母右半門 母右半門 母右半門

某 母右半門 母右半門
 母右半門 母右半門

貞養

久米吉
設五右衛門貞養美房子

女子元

伴美左衛門正矩妻
安通美左衛門邦子妻

勝養

三ツツ 老右衛門
貞園大進貞道三郎方

勝盛

八十吉印門九右衛門
母安通美左衛門正政女

女子

奥田守能幸徳妻

滝川

正暦孫原の某等が孫左馬介喜明の弟入や等不亡
心々正保元年医業を心々

慈明公行仕(守り) 日侍 茶又安二年十一月新行

口形を初し 万幸とばかり 寛文七年十月西條之遊

卒不念 延宝八年四月七日正行して和三年のく木

二石 日死無子 某のふりま 業 寛文

四年四月日侍初を召侍連 少を継ぐ 石 後計及

大概存言等の合を尋り 石 存残を尋る 進之福

[Faint, mostly illegible handwritten text in a cursive style, possibly bleed-through from the reverse side of the page.]

長傳

本國紀伊
家飯三切角三松櫻

源某 石川左近 後稱長傳三右馬

正也 百五郎 中流荒井老郎 後長傳三右馬 此仕号一也

孝 寺村与喜忠某妻

某 三右馬 母安保忠右の一妻女

某 漢仁三郎 仕秋田家

女子二人 藤野 平兵衛正恒妻 後林源右某妻

雅忠 右近 小三右馬 母小川正色某女

某

右邊之介

母長を養ひつる副女

宝曆十年十月七日火を嗣子
家形絶

女子 丹羽権左衛門 正長妻

正勝

小川良元 後改長侍

母同上

某

源文三郎 振塚氏 秋田 養子

女子

吉柳 信重 大 正長妻

良貞

初叔良貞 良元 實久保良三 則重 鎌倉 二男

長侍

之右之 源某と伊國の人也 先主は能任殿之と云ふ 初めハ

石川右邊中名某と云ふ 未嘗少く正保三年

慈母云ははなり 年々母は病み 並ひるに 親長と云

阿し一六某と云ふ 元年九月 新り 正保の地をのみ 三万石

退前より能く 大坂の事あり 討たれど 男子女の子はひ

くハ 婿方一學有り 世を子あり 幾程か 世を子あり

くハ 婿方一學有り 世を子あり 幾程か 世を子あり

くハ 婿方一學有り 世を子あり 幾程か 世を子あり

くハ 婿方一學有り 世を子あり 幾程か 世を子あり

くハ 婿方一學有り 世を子あり 幾程か 世を子あり

くハ 婿方一學有り 世を子あり 幾程か 世を子あり

くハ 婿方一學有り 世を子あり 幾程か 世を子あり

寛文元年ハ世宗の事をとり同古斗七初めすりと
なりて後磯を許や進討家の磯と果守つた事
を經て終ひし十一年の炮おりなり貞享二年六月
三方火し且子小一より西也 功高れ
名あり 實は丹羽一憲人
か其男なり延宝二年は中小姓なり品仕連を經て
三方 石 後日付ありなり進討あり休て磯を經て只
後中つ家の炮おる事なり宝永二年三月 田村岩
上のよりありしハ 天守の西を向ひなり
の邊に在りしと云中し先鋒の隊おりなり西徳

を事せし朝鮮人本朝の時とハ世を奉て伊豆國三浦の
磯と云ふ向うの年法り休て磯を許や進討し五年十
一よりありし事一と云し老宗史料あり貞享二年甲子
ハ女方死し且女子と云ふ 某宝永二年乙卯月付あり
り休て家を經て 三方 石 後日付ありし中軍の炮おる
先鋒の隊おりなり貞享十八年乙卯土月火し且子と人
なり二男良之正徳あり 堀内小一と云ふ將た貞享十四年二月
月付ありし品仕連家を經て 三方 石 後日付ありし事なり
寛保三年乙卯 堀内小一と云ふ 且子と云ふ 某未記あり

本所の地録に依りて侍系三子かゝりて書し
きき之を以てお物の上りかしくましり宝曆十年十月

七日に及ぶと世をあらし終のりそ侍の嫡流に終てり

良元源正緒と 幼少川と名あるが威の
姓氏を冒きりたり 之をうまう二回中をり

延享三年十一月計帳を以て侍系 月侍五にせむ
七に可なり あり

二年三月侍系を下し 十支科 〇侍系初り
給人の副初推るまはは除

向進侍系下し
終る法あり あり 延享二年七月
推峯公方功の家そくそ祀乃

延享三年を撰まぬ侍系の上給人の家り
あはれまぬより 侍系の上給人の家り 延享三年を撰まぬ侍系の上給人の家り

了明五年十二月家業り方を積りて侍系を以て

十科 延享二年九月十日守の方を以て
延享三年 延享二年九月十日守の方を以て

政貞寛久保田則重 良二回國にま
の医師なり 二男ありあま八年

十科 延享三年 延享三年

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

全田

本國陸奥
家紋九三横三引

藤原某

道悦南庵

某

玄悦玄山

貞春

道悦南庵

實長孫道相矩久二男

某

玄悦

守久

玄悦

長孫玄格勝久養子

貞安

玄恭道悦南庵

母長玄平左衛門道安女

貞元

玄悦

長孫玄守久養子

某

道悦

母大楠玄左衛門教正女

貞徳

云益山 長男

文政

道徹 南奄

貞大石兵右兵衛相 年二男

女子

中川千勝正侯妻

貞中村子 貞久老翁女

功道悦来妻 云道悦

死于此

貞徳	云益山 長男
文政	道徹 南奄
女子	中川千勝正侯妻
	貞中村子 貞久老翁女
	功道悦来妻 云道悦
	死于此

全田

全田

南奄孫原某之陸奥國の人多し正保四年 医業を

以て 慈明公行はしむる 其子侍医なり 其子侍

年日五洋 其子侍医なり 延宝七年十月 其子侍

家を継ぐ 延宝七年十月 其子侍

永保十五年 其子侍 貞春 貞七 継久

延保十五年 其子侍 貞春 貞七 継久

延保十五年 其子侍 貞春 貞七 継久

石 同十二年 其子侍 貞春 貞七 継久

